

箕 市 政 第 114 号 の 2
令和 2 年 (2020 年) 7 月 6 日大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

箕面市長 倉 田 哲 郎



要望書について(回答)

時下 貴台におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市行政諸般にわたりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年6月9日付けで提出されました要望書につきまして、下記のとおり回答します。

記

| 内 容 | 回 答 |
|---|--|
| 1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。 | 1. 市の職員数は毎年増加しており、平成 28 年度は 1,536 人、令和 2 年度は 1,659 人と 5 年間で 123 人増加しています。 今回、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休館施設等がある一方で、感染症対策に伴い増加した業務もあり、これらに対応するため、各職場の業務水準を維持しつつ、一時的に職員の業務内容や勤務場所を変更して、対応を行ってきました。また、有事の際においては、任用の種別に関わらず、全職員が参集するなど、体制の確保に努めているところです。 職員の採用については、市では財政計画から人件費に充当できる規模を定め、その人件費から逆算して職員数を決め、また一時に職員が大量退職することのないように、職員の年齢構成のバランスを考え、様々な行政ニーズに対応し、また行政課題に臨機に対応していくために、職域・職責にあった任用方法により、計画的に職員を採用しています。 (総務部 人事室) |
| 2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。 | 2. 市独自の現金支給として、「箕面市子育て支援金」の給付を 2 回、「箕面市ひとり親家庭支援金」の給付を 1 回実施しています。いずれも、所得制限はありません。 また、対象者からの申請も原則不要としてお |

| | |
|--|--|
| | <p>り、なるべく速やかに支給できるように努めています。いずれの給付金も、6月末までには、申請不要の対象者全員への支給が完了する見込みです。</p> <p>支給回数については、「箕面市子育て支援金」は、緊急事態宣言の期間中、毎月支給しており、結果的に2回の給付となったものです。</p> <p>(子ども未来創造局 子育て支援課)</p> |
| | <p>市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等により市民が深刻な影響を被っている状況を踏まえ、市独自の生活支援策として、19歳から64歳までの障害者手帳所持者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を対象に「箕面市障害者生活支援金」を支給しています。この支援金は1人につき1万円を令和2年5月、6月を支給対象月として支給するものです。緊急事態宣言の終結を受け、令和2年7月以降を支給対象とする予定はありません。</p> <p>(健康福祉部 障害福祉室)</p> |
| 3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。 | 3. 市では、今回の特別定額給付金以外に市独自で必要な支援を行っていますので、特別定額給付金の第二弾、第三弾についての要望を国に対して行う予定はありません。 |
| 4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパンtryー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。 | <p>4. フードバンクについては、箕面市社会福祉協議会が実施しており、生活相談や自立支援相談の窓口等へ来られた食に困っているかたに対して支援を行っています。</p> <p>(健康福祉部 健康福祉政策室)</p> <p>(健康福祉部 生活援護室)</p> <p>生活に困窮している子どものいる家庭、支援の必要なひとり親家庭を箕面市社会福祉協議会が実施しているフードバンク事業につないでいます。</p> <p>また、家庭からの相談に応じるために生活困窮者自立支援事業の担当者と連携し、状況により食品提供の際に専門職が同行するなど支援体制の強化に努めています。</p> <p>(子ども未来創造局 子ども成長見守り室)</p> |
| 5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してく | 5. 学校給食の経費にかかる負担は、学校給食法第11条で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や運営に要する経費は設置者の負担と定められており、給食施設や設備の整備費、維持費、光熱水費、調理にかかる人件 |

| | |
|---|--|
| <p>ださい。</p> | <p>費は全て市が負担しています。</p> <p>また、学校給食費は、児童又は生徒の保護者の負担と定められています。</p> <p>臨時休校中の給食提供については、食物アレルギーへの対応や食数の把握方法等、解決しなければならない課題が多數あります。今後、再度緊急事態宣言が発令される等により臨時休校が長く続くような事態となった場合は、検討すべき課題のひとつと認識しております。</p> <p>(子ども未来創造局 学校給食室)</p> <p>令和元年10月の幼児教育・保育の無償化開始により、保育所・認定こども園・幼稚園に通う3歳児から5歳児までの全ての子ども及び0歳から2歳児までの市民税非課税世帯の保育料が無料となりましたが、実費として徴収される費用(給食料(主食費と副食費)、行事費など)については無償化の対象外となっており、市として全てのかたを対象に無償化を行う予定はありません。</p> <p>なお、市民税所得割額77,101円未満(年収約360万円未満相当)の世帯、生活保護世帯及び第3子以降は、給食料のうち副食費は支払いを免除しています。</p> <p>また、支払い免除の対象としては、国制度において、保育所と幼稚園では所得基準が異なっており、幼稚園、認定こども園幼稚園コースは市民税所得割額77,101円未満、保育所、認定こども園保育コースでは市民税所得割額57,700円未満ですが、市におきましては、幼稚園の基準に統一し、免除対象の拡大を行っています。</p> <p>(子ども未来創造局 幼児教育保育室)</p> |
| <p>6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p> | <p>6. 令和2年度の介護保険料について、値上げは行っておりません。6月の介護保険料決定通知書送付時に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の減免についてのご案内チラシを同封しました。</p> <p>また、申請は郵送でも受け付けており、申請用紙は、市ホームページよりダウンロードできるようにしています。</p> <p>(市民部 介護・医療・年金室)</p> <p>国民健康保険料は、大阪府が算定した市町村標準保険料率に抑制財源を投入して、できる限りの料率引き下げを行っています。</p> <p>減免については、大阪府制度に準じた一般減免、市独自の障害者減免に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>保険者への減免を本年 5 月から運用開始しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金については、本年 4 月から国の要件に沿った内容で運用を開始しています。</p> <p>新型コロナウイルスに関する支援制度の周知については、広報紙もみじだより及び市ホームページの活用はもちろんですが、本年 6 月の納付書送付時には、各種保険料減免をはじめとする様々な支援制度を紹介したチラシを同封しています。なお、ホームページから申請用紙のダウンロードが可能で、原則郵送での申請をお願いしています。</p> <p>(市民部 国民健康保険室)</p> |
| | <p>税に関しては、地方税法等の法律に基づいて適正に賦課していくものであると認識しています。</p> <p>(総務部 税務課)</p> |
| 7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。 | <p>7. 生活保護、住居確保給付金とも、困窮者支援として相談員が専門的な知識のもと、最大限の支援をおこなう必要のある制度であると認識しており、書類の不備等による遅延防止も含め、申請行為については来所面談による支援を案内しています。</p> <p>なお、ホームページには制度をわかりやすく掲載し、問い合わせや相談は電話でも丁寧に対応するよう努めています。</p> <p>(健康福祉部 生活援護室)</p> |
| 8. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じて PCR 検査が受けられるように拡大してください。 | <p>8. 地域医療構想の見直しについては、調整会議での議論が進まない状況にあるものの、地域の実情や、今回のコロナ感染症拡大の状況を踏まえた検討が不可欠であり、引き続き見直しするよう働きかけていきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大状況下において、国では診察の指針等の作成や妊婦等に対しての PCR 検査を充実するなどの医療体制を整えています。</p> <p>また、府においては地域医療圏に発熱外来の設置や入院病床の確保等、府内の医療提供体制を構築しています。</p> <p>このような状況ではありますが、市では医療体制の整備について、国・府に要望していきます。</p> <p>(健康福祉部 地域保健室) (市立病院事務局 病院経営室)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</p> | <p>9. 保健所の機能強化及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の直営化については、大阪府が行うものであるため、大阪府において適切に判断されるものと認識しています。 その上で、池田保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議等を通じて、医療提供体制の構築等、保健所機能の強化について、府に要望していきます。</p> <p>(健康福祉部 地域保健室)</p> |
| <p>10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。</p> | <p>10. 新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、一時期は市においてもマスクや消毒液は入手が困難な状況となりました。その状況下、市の備蓄マスクや消毒液、または事業者や団体、個人の皆様から寄贈いただいたマスクや消毒液を、市立病院、老人保健施設、障害福祉施設などに配布し、感染防止を図ってきました。 今後、マスク、消毒液のようにニーズが高いもの、医療者向けの防護服、手袋(グローブ)、ゴーグルなどの衛生用品については、常時、衛生環境に留意する施設や業務では、施設ごとに必要数に応じて備蓄を検討していただく必要があると考えています。</p> <p>(総務部 市民安全政策室)</p> |
| <p>11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。</p> | <p>防護器具のうち消毒液は、国の優先供給スキームを活用し、大阪府を介して市内介護保険事業所に無償配布されたところです。マスクについては、市で一括調達し、希望する市内介護保険サービス事業所等への調達支援を行い、市内特別養護老人ホーム等に布マスク等の支給を行いました。 また、国における令和2年度第2次補正予算において、介護サービス提供にかかる感染症対策の経費への補助などが予定されているため、今後も国・府の動向を注視し、必要な情報提供等の取組みを進めます。</p> <p>(健康福祉部 高齢福祉室)</p> |
| | <p>11. 新型コロナウイルス感染症拡大防止による経営困難に対する赤字補填については、国においては、二次による補正予算化により、また、府においては休業要請及び休業要請外の事業所に対して給付金を創設するなどの対策を講じているところですが、市としても、事業書への休業要請外支援金の上乗せ交付を行うほか、市長会を通じて、今後の事業所の安定的・中長期的な運営継続のための財政支援策について、国・大阪府に対して要望しています。</p> |

| | |
|---|--|
| | (健康福祉部 障害福祉室) (健康福祉部 高齢福祉室) (健康福祉部 地域保健室) (市立病院事務局 病院経営室) |
| 12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。 | <p>12. 児童虐待に関する対応としては、令和2年4月27日付けで厚生労働省子ども家庭局長から通知された「子どもの見守り強化アクションプランの実施について」に基づき、学校等の臨時休業が継続する間、要保護児童対策協議会における支援対象児童等の見守りを強化しました。</p> <p>具体的には、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍している支援対象児童については、各所属機関において電話・訪問等により定期的に児童の状況を把握するように依頼し(概ね1週間に1回以上)、気になる情報や児童虐待が疑われる状況があれば、すぐに当センターへ報告することとしています。</p> <p>未就園児童及び特定妊婦についても、当センターからの電話・訪問による状況確認の他、母子保健担当やその他関係機関との連携を密にし、家庭状況に応じて必要な状況の把握を行いました。</p> <p>(子ども未来創造局 児童相談支援センター)</p> |
| 13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。 | <p>市広報紙6月号において、市の面接・電話相談の案内に加え、国の事業である「DV相談プラス」という電話(フリーダイヤル)・メール・チャット相談を紹介しています。</p> <p>また、市ホームページでは「人権施策」のトップに、DV防止・被害者支援、女性相談を掲げています。7月に開催予定の男女共同企画に関する講座においても相談事業や支援策を案内します。今後もあらゆる機会をとらえ情報発信と制度の周知を行っていきます。</p> <p>(人権文化部 人権施策室)</p> <p>13. 今後、国からの避難所運営に関する各種通知や6月3日に大阪府が策定した「避難所運営マニュアル作成指針(新型コロナウイルス感染症対応編)」を踏まえ、府の研修会等で内容を確認、精査したうえで早急に、感染予防策に関して本市の避難所運営マニュアル等を更新していきます。</p> <p>(総務部 市民安全政策室)</p> |

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市 市民部 市民サービス政策室

電話:072-724-6723(直通)

ファックス:072-723-5538